平成２４年（フ）第３８８号
茨城県水戸市見川５丁目159番地の４　緑川住宅04号
債務者　阿部　宗親
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９０号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7796番地の４
債務者　平　　聡
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９５号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅８棟304号
債務者　小笠原　譲
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７１号
神奈川県南足柄市竹松８番地４
債務者　松本　文典
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２７号
新潟市東区上木戸５丁目12番17号、申立時の住所新潟市東区上木戸５丁目10番11号
債務者　相川イミ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２８号
新潟市東区大形本町４丁目３番10号　コーポリファイン102
債務者　相川　雅士
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２９号
新潟市東区上木戸５丁目12番17号
債務者　緒形　真澄
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７７号
新潟市北区柳原７丁目５番18号
債務者　鴨井　信幸
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７８号
新潟市北区柳原７丁目５番18号
債務者　鴨井美代子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
愛知県一宮市起字用水添３番地
債務者　水野　治彦
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７８５号
京都市伏見区石田森南町11番地　サンハイム森南402号
債務者　小南　純一
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００１号
京都市伏見区日野野色町21番地７
債務者　皆越　洋康
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３５号
京都府相楽郡南山城村大字童仙房小字小金原32番地
債務者　郡　　敏男
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３８号
京都市山科区大宅関生町16番地　エルシティ早稲ノ内203号
債務者　髙　　知史
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０４号
京都府長岡京市東和苑20番地15
債務者　坂田依理加
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２０号
京都府長岡京市開田２丁目７番18号
債務者　武本　徳弘
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３０号
京都市伏見区加賀屋町731番地　ノブル伏見３Ｆ36号室
債務者　矢掛　　亘
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係